

# 特別支援就学奨励費支給事務におけるマイナンバーの提出について

栃木県ではマイナンバー法の規定するところにより、特別支援就学奨励費の支給事務において、マイナンバーを活用しています。つきましては、マイナンバー使用の同意書及びマイナンバー確認書類の写し等をご提出頂きますようお願いいたします。

また、ご提出頂きました資料については、特別支援教育就学奨励費の支給事務においてのみ使用するとともに、適切に管理することを申し添えます。マイナンバーを提出するにあたり、どのような書類を貼付すればよいかについては、以下を参考にご提出下さい。

## 1 マイナンバーカードを持っている。



- ・マイナンバー提出台紙に、マイナンバーカードの裏面をコピーし貼付して下さい。
- ・**12桁の番号が鮮明に確認**できるようにコピー濃度等を調整して下さい。

## 2 マイナンバー通知カードを持っている。



### 記載事項(住所等)に変更がない。

- ・マイナンバー提出台紙に、マイナンバー通知カードをコピーし貼付して下さい。

### 記載事項(住所等)に変更がある。

→ マイナンバー通知カードの裏面に現在の住所が記載されている

- ・マイナンバー提出台紙に、マイナンバー通知カードの両面をコピーし貼付して下さい。

→ マイナンバー通知カードの裏面に現在の住所が記載されていない

- ・マイナンバー提出台紙に、マイナンバーの記載されている住民票を添付して下さい。

## 3 マイナンバーカード、通知カードどちらも持っていない。

- ・マイナンバー提出台紙に、マイナンバーの記載されている住民票を添付して下さい。

### ◎住民票でご提出頂く場合はコピーではなく「原本」での提出となります。

記入をお願いしている特別支援教育就学奨励費関連の書類について、栃木県個人情報保護条例に基づき、提出していただく書類(含マイナンバー関係)及び関連して取得する書類(市県民税所得証明・市県民税課税証明・生活保護証明・措置証明等)は、特別支援教育就学奨励費の認定・支給の用途以外には使用しないこと、また適正に管理することとしております。御理解・御協力くださいますようよろしくお願いいたします。